

山口市市民農園利用募集及びあっせんに関する要領

第1 趣旨

この要領は、山口市市民農園開設促進事業実施要領(平成17年10月1日制定)に基づき開設された市民農園(以下「市民農園」という。)の利用募集及びあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用の条件

市民農園を利用できる者は、山口市に居住する次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら市民農園を耕作できる者で、現在他の市民農園を利用していない者
- (2) 市民農園の景観を保全できる者
- (3) 利用契約等を遵守できる者

第3 募集の方法

市民農園の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)の募集は、市報に掲載するほか、チラシ等による一般公募により行うものとする。

第4 利用の申込み

利用希望者は、別に定める募集期間内に、市長が定める方法により利用の申込みをしなければならない。

第5 選考の方法

- 1 市長は、第4の規定に基づき申込みをした者の中から市民農園を利用できる者(以下「利用者」という。)を決定するとともに、その旨を当該者に通知するものとする。
- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により利用者を決定するものとする。
- 3 市長は、2の規定により抽選を行うときは、併せて必要と認める数の補欠者及び区画を利用させる順位を決定し、当該補欠者にその旨を通知するものとする。
- 4 利用できる区画数は、原則として1世帯につき1区画とし、市民農園の区画に残余が生じたときは、複数の区画を希望した利用者について適正な区画数を追加配分することができる。

第6 空き区画の利用

- 1 市長は、契約期間満了による退園者の発生により空き区画が生じた場合においては、新たに利用希望者を公募するものとする。
- 2 市長は、中途退園者の発生により空き区画が生じた場合においては、当該空き区画の利用者に、第5の3の補欠者を充てるものとし、なお、空き区画の利用者に不足があるときは、市長は、新たに利用希望者を公募するものとする。
- 3 1及び2の公募については、第3から第5までの規定を準用する。

第7 利用契約

- 1 市民農園開設者(以下「開設者」という。)及び利用者は、利用契約書(別記第1号様式)を参考に利用契約書を策定し、利用契約を締結するものとする。
- 2 利用契約期間は原則1年間とし、再契約を妨げないものとする。
- 3 利用契約期間の途中で退園した者の当該市民農園への中途利用における契約期間は、退園した者の利用契約期間の残期間とする。

第8 退園

利用者は、利用契約期間の中途において市民農園を退園する場合は、速やかに、山口市市民農園退園申出書(別記第2号様式)を開設者を經由し、市長に提出しなければならない。

第9 利用料

利用者は、利用契約書に定める利用料を、開設者に対し、開設者が指定する方法により支払うものとする。

第10 窓口

利用募集及びあっせんの窓口は、山口市農林水産部農業振興課とする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の山口市市民農園利用募集及びあっせんに関する要領(平成16年山口市制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式

利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、(以下「甲」という。)が開設する市民農園において(以下「乙」という。)が行う農作業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は以下のとおりとする。

所在地 山口市

市民農園名 農園

区画番号 号 面積 m²

(農作業の実施等)

第3条 乙は、対象農地において、農産物の生産に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、甲が別に定める「市民農園の利用上の注意」を遵守し、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

(利用料の支払い)

第4条 乙は、年額 円を利用料として、甲が指定する方法により、 月 日までに支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 契約期間満了日の か月前までに契約延長の申し出があった場合には、契約期間は更に年間延長されるものとし、その後も、同様とする。

(契約の解除)

第6条 次の各号に該当するときには、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反したとき。
- (3) 乙が 月にわたり農作業を行わないとき。
- (4) その他乙に相当な理由があるとき。

(利用料の不還付)

第7条 契約が解除されたときは、乙が既に納めた利用料は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、利用料の還付について甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) 契約期間中に甲が市民農園を閉鎖したとき。
- (2) その他甲が相当な理由があると認めたとき。

(その他)

第8条 本契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

(本契約書は、2通作成し、それぞれ各1通を所持すること。)

別記第 2 号様式

山口市市民農園退園申出書

年 月 日

山口市長 様

申出者 住所
氏名
(電話番号)

山口市市民農園利用募集及びあっせんに関する要領第 8 の規定に基づき、山口市市民農園からの退園を希望しますので、下記のとおり申し出ます。

1 利用している山口市市民農園の所在等

市民農園名	所在地	区画番号
	山口市	第 号

2 山口市市民農園の退園時期

年 月 日

3 山口市市民農園の退園の理由

市民農園の利用上の注意

農園（以下「市民農園」という。）を利用されるすべての方に楽しんで農作業を行っていただくためにも、次の事項をお守りください。

- 1 栽培できる作物は「野菜」「草花」とし、繁茂性の高いものについては、その度協議することとします。
- 2 次の行為は契約解除の対象となります。
 - (1) 温室、小屋などの建築物を設置すること。
 - (2) 対象農地以外の場所（他の区画、園路等）で栽培すること。
 - (3) 市民農園の景観を損なうような利用をすること。
 - (4) 隣接の農地及び他人に迷惑をかけるような行為をすること。
 - (5) 対象農地を他人に転貸すること。
 - (6) 収穫物を営利目的で販売すること。
- 3 利用者は、対象農地に借地権、永小作権等の農地使用上の一切の権利を設定することができません。
- 4 対象農地において雑草の繁茂、若しくは病害虫の発生によって周囲の農地等に被害が及ぶことが見込まれる時は、当方の指示に従って速やかに改善を図ってください。
- 5 雑草や野菜くず等の残りかす等は、市民農園内に捨てることなく、自己の区画内に埋め込む又は持ち帰るようにしてください。
- 6 市民農園で使用する農機具類は備え付けておりません。各自御持参ください。
- 7 契約期間満了又は自己の都合により、市民農園の利用が終了するときは、終了日までに利用された区画を次の方が気持ちよく利用できるように原状回復してください。
- 8 次に掲げる場合は、当方及び山口市は一切その責任を負いませんので、各自の責任において対応してください。
 - (1) 市民農園内で、農機具、衣類及びその他の所持品や農作物等が盗難に遭ったり損傷された場合
 - (2) 市民農園内で事故が発生した場合
 - (3) 自然災害及び鳥獣等の被害を受けた場合
- 9 退園や住所・電話番号等の変更は、速やかに当方へ御連絡ください。

(山口市

TEL

)

開設者